

定例庁議次第

令和7年10月29日

役場2階第2会議室

1. 開 会

2. 挨 捶

3. 審議事項

なし

4. 報告事項

(1) 非公開

(2) 特定外来生物クビアカツヤカミキリの被害に係る防除対策について

(住民課 深谷課長)【資料番号2】

5. 議案事項

(1) 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

(議会事務局 岸局長)【資料番号3】

6. その他

7. 閉会

10月29日 庁議提出案件【概要説明書】

●内 容【2. 報告事項】

○公 開【1. 公開】

○概要説明【1. 要】

付議者 住民課長 深谷 智洋

【件名】

特定外来生物クビアカツヤカミキリの被害に係る防除対策について

【目的】

吉岡町地内において被害が発生している特定外来生物クビアカツヤカミキリの防除対策について、サクラや果樹（ウメ、もも）が植生している施設の管理者及び土地の所有者に依頼するもの。

【概要】

1 各所属への依頼内容

令和7年7月25日付インフォメーションにて依頼した「令和7年度におけるクビアカツヤカミキリ被害状況及び被害対象木調査」を基に、担当課において現地確認を実施したところ、10月21日時点において、吉岡中学校グラウンドのサクラ、駒寄小学校グラウンドのサクラ及び緑地運動公園（サイクリングロード）のサクラにてフ拉斯（幼虫のフンと木くずが混ざった物）被害が確認された。確認した被害木においては、取り急ぎ担当課においてフ拉斯が出ている穴に薬剤を注入したところであるが、今後の防除対策については被害木が発生した施設の管理者及び土地の所有者において対応いただきたい。被害が拡大した場合、倒木の恐れもあり大変危険なため、成虫やフ拉斯等を確認した場合は早急に対応されたい。

また現時点において被害が発生していない木に対してもフ拉斯等の被害がないか定期的に確認いただきたい。

2 防除対策について

下記の方法にて防除対策を行い、住民課まで報告をする。

(1) 成虫を確認した場合

熱湯や殺虫剤、踏み潰す等、その場で駆除する。

(2) フ拉斯を確認した場合

フ拉斯が出ている穴に薬剤を注入して幼虫を駆除する。

(3) 被害が大きく、倒木の恐れがある場合

伐採処理をし、羽化する可能性があるため伐採後は速やかに破碎や焼却処分をする。

3 防除対策に係る費用について

防除にかかる費用については管理者、所有者の負担により賄う。

●内 容【3. 議案事項（1. 議案）】

○公 開【1. 公開】

○公開時期【1. 庁議後】

○概要説明【1. 要】

付議者 議会事務局長 岸 一憲

【議案名】

群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

【提案理由】

群馬県市町村公平委員会（以下「委員会」という。）について、委員会を共同設置する地方公共団体の名称が変更されること及び地方公共団体が増加することに伴い、群馬県市町村公平委員会規約を変更するために、地方自治法の規定に基づき委員会の関係地方公共団体による協議を行うに当たり、同法の規定により議会の議決を求めるもの。

【概 要】

1 太田市外三町広域清掃組合の名称変更

令和8年4月1日から委員会を共同設置する団体である「太田市外三町広域清掃組合」の名称が「太田市外三町清掃斎場組合」に変更となるもの。

2 みどり市の加入

令和8年4月1日から委員会を共同設置する団体にみどり市が加入するもの。

3 施行期日（附則関係）

令和8年4月1日（議会の議決を経て令和7年12月22日付けで協議後、県知事に届け出て施行される。）

【上程予定】

令和7年第4回定例会